平成25年度

第167回宮城県都市計画審議会議案書

平成25年10月 宮城県都市計画審議会

第167回宮城県都市計画審議会

と き 平成25年10月17日(木) 午前10時30分 ところ 宮城県行政庁舎 4階 特別会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 報 告 第166回宮城県都市計画審議会議案の処理について
- 3 議 案 議案第2293号ほか 3件
- 4 閉 会

目 次

1	報告	
	第166回宮城県都	『市計画審議会議案の処理について 3
2	議案	
	議案第2293号	仙塩広域都市計画事業名取市閖上
		地区被災市街地復興土地区画整理事業
		の事業計画に対する意見書について … 別冊
	議案第2294号	石巻広域都市計画事業石巻市下釜第一
		地区被災市街地復興土地区画整理事業
		の事業計画に対する意見書について … 別冊
	議案第2295号	特殊建築物の敷地の位置について4
	議案第2296号	特殊建築物の敷地の位置について7

第166回宮城県都市計画審議会議案の処理について

決定主体	議案番号	関 係 市町村	件名	処理結果					
宮城県	第 2287 号	石巻市	石巻広域都市計画道路の変更につ いて	(手	続	き	中)
宮城県	第 2288 号	大崎市	大崎広域都市計画道路の変更について	(手	続	き	中)
宮城県	第 2289 号	多賀城市	仙塩広域都市計画緑地の変更につ いて	(手	続	き	中)
宮城県	第 2290 号	多賀城市	仙塩広域都市計画下水道の変更に ついて	(手	続	き	中)
宮城県	第 2291 号	大崎市	大崎広域都市計画下水道の変更について	(手	続	き	中)
宮城県	第 2292 号	-	宮城県都市計画審議会議事運営規則の一部改正等について	平成審	え (2) (議	5年]		月 1 決	0日 定
宮城県	第 2293 号	名取市	仙塩広域都市計画事業 名取市閖上地区被災市街地復興土 地区画整理事業の事業計画に対す る意見書について	継	j	続	褔	Z	議

根 拠 条 文:建築基準法第51条第1項ただし書き

都市計画案:別紙のとおり

下記施設の敷地の位置について、都市計画上支障がないと認める。

記

施	設	名	称	産業廃棄物処理施設							
建	築主			多賀城市山王字山王三区63番							
			草刈建設株式会社 代表取締役 草刈則夫								
位 置 多賀城市宮内一丁目 95-1、95-2、95-3、97、425								425-1, 425	5-2、426-2、		
敷	地			426-3	, 92	-2 Ø	一部、93	の一部、	168-1 の一	部	
		面	積	5, 058.	. 88	m²					
		用途	企 地域	工業専	拝用₺	也域					
		用	途	産業原	棄物	勿中間	処理施設				
		工事	耳種別	新築							
建多	庭 物	構造	5,規模	①作	業	所	鉄骨造		平家建	延べ面積	182. 00 m²
		等		②事	務	所	鉄骨造-	部木造	2 階建	延べ面積	177. 63 m²
									計	359.63 m	2 I
		加邦	 里内容	 産業廃棄物中間処理							
<i>h</i> n.∓⊞	齿弧		Er JAP とび	・がれき類(コンクリート、アスファルト)の破砕:608t/日						600+ / ¤	
									0001/ П		
		处型	モド巨ノJ 	※破砕処理能力が 100t/日を超えるため許可必要							
		処理	里方法	破砕機による破砕処理							

特 殊 建 の 敷 地 の 位 に 多 賀 城 市

根 拠 条 文:建築基準法第87条第2項の規定により準用す

る同法第51条第1項ただし書き

都市計画案:別紙のとおり

下記施設の敷地の位置について、都市計画上支障がないと認める。

記

施	Ē	設 :	名	称	産業廃棄物処理施設							
建築主		埼玉県熊谷市万吉2643番地の1										
				株式会社国分商会 代表取締役 椎名仁郎								
			位	置	柴田郡柴	田町フ	大字船岡雪	字山田1看	番35号			
敷		地	面	積	2, 271. 37	m²						
用途地域 工業専用地域												
			用	途	産業廃棄物中間処理施設							
			工事	種別	用途変更							
建	築	物	構造	,規模	①作業所兼事	務所	鉄骨造	2 階建	延べ面積	712. 26 r	n^2	
			等		②便	所	その他造	平家建	延べ面積	2.79 r	n^2	
									計	715. 05 r	n^2	
						V -L-8	II / p ->III					
				内容	産業廃棄物中間処理							
処理施設 及び ・廃プラスチック類(廃タイヤ						ヤ)の破砕						
			処理	能力 1 次破砕:160.00t/日								
					2 次破砕:112.00t/日							
					※廃プラスチック類の破砕処理能力が 6t/日を超えるため許可必要							
処理方法					破砕機による破砕処理							

議案第2296号 置 义 付近見取図 位 特 学就该 殊 建 大字點圈 築 町道八入13号線 物 国道4号 の (80) 50) 敷 北日本電線船岡工場 地 の 位 縮尺 1/6000 置 に -450 -410 -450 町道八入15号線 い -200 て ②便所 仙台大学 -3500 -105 +10 ①作業所兼事務所 柴 -130 +208 田 解体業 陸上自衛隊船岡駐屯地 +13 町 +20 法語:硬い粘土質の為安全である 30°以下 船岡工業団地 申請位置 0 ±0 北日本電線船岡工場 西住小学校 -200 -600 縮尺 1/500 縮尺 1/16000